

件名:ギニアビサウにおける新型コロナウイルス感染に係る災害宣言の発出

○1月23日、エンバロ・ギニアビサウ大統領は、新型コロナウイルス感染に係る災害宣言を発出しました。

○同日から30日間、公共の場でのマスク着用義務、ギニアビサウ入国時の陰性証明書(入国 72 時間前までに要取得)の提示義務、20 名以上の集会の禁止などが課されるほか、2 月に予定されていたカーニバルは中止となります。

○今後、追加措置が発出される可能性がありますので、最新の情報入手に努めてください。また不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、引き続き感染予防にご留意ください。

○引き続きギニアビサウは、感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

1月23日、エンバロ・ギニアビサウ大統領は、新型コロナウイルス感染に係る災害宣言を発出しました。同日から30日間、公共の場でのマスク着用義務、ギニアビサウ入国時の陰性証明書(入国 72 時間前までに要取得)の提示義務、20 名以上の集会の禁止などが課されるほか、2 月に予定されていたカーニバルは中止となります。今後、追加措置が発出される可能性がありますので、引き続き領事メールや報道等に留意していただき最新の情報入手に努めてください。

在留邦人の皆さまにおかれては、不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、マスクの着用、うがい、手洗い、換気の励行等引き続き感染予防にご留意ください。

邦人に係る新型コロナウイルス感染症の感染を認知した場合には、大使館にもご一報ください。

引き続きギニアビサウは感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel [+221-33-849-5500](tel:+221-33-849-5500), Fax [+221-33-849-5555](tel:+221-33-849-5555) (夜間緊急 [+221-77-569-8103](tel:+221-77-569-8103))